

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生企第74号

令和5年2月6日

少年柔道剣道活動実施基準について（通達）

各警察署における少年柔道剣道活動については、少年健全育成の一環として「少年柔道剣道活動実施基準」について（通達）」（平成31年3月25日付け熊少第139号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、本年3月1日から、別添「少年柔道剣道活動実施基準」のとおり実施することとした。各署にあっては、各部門が連携の上、署情に応じた活動をされたい。

なお、本通達の実施をもって、旧通達は廃止する。

少年柔道剣道活動実施基準

1 目的

少年柔道剣道活動を通じ、少年の規範意識の高揚、克己心の涵養及び連帯感の醸成を図り、少年の健全育成と非行防止に資することを目的とする。

2 活動主体

活動主体は、少年柔道剣道会とする。少年柔道剣道会は、練習生の保護者により運営し、会則を別添「〇〇警察署〇〇館少年柔道剣道会会則（案）」のとおり定めるとともに、事務局を保護者会に置くものとする。

3 実施要領

(1) 実施場所

実施場所は警察署の道場とするが、署情に応じて、公共施設等警察署以外の施設の使用も可能とする。

(2) 指導員の指定

ア 警察署長は、署員の中から指導員を指定し、「少年柔道・剣道指導員指定書」（別記様式第1号）を交付すること。また、人事異動等により指定を解除する場合は、「少年柔道・剣道指導員指定解除通知書」（別記様式第2号）を交付すること。

なお、他所属の職員を指導員とする特別な理由がある場合、当該所属長と協議の上、指定することができるものとする。

イ 訓練の充実を図るため、できる限り術科指導員を優先して指定すること。

ウ 警察署長は、必要に応じ、署員以外の有段者を一般指導員として指定することができるものとする。指定に当たっては、「少年柔道・剣道一般指導員指定書」（別記様式第3号）を交付すること。また、指定を解除する場合は、「少年柔道・剣道一般指導員指定解除通知書」（別記様式第4号）を交付すること。

エ 柔道については、(財)全日本柔道連盟による「公認柔道指導者資格制度規程」に基づき、同連盟が公認する指導者資格の取得者が指導すること。

(3) 練習生の入会等

ア 少年柔道剣道会の練習生は小学生又は中学生とするが、必要があるときは高校生を入会させることができるものとする。

イ 入会については、保護者から「〇〇警察署〇〇館 少年柔道、剣道会入会申込書（案）」（別記様式第5号）を提出させ、警察署長及び保護者会会長の同意を得た上で承認すること。

なお、保護者に対し、事故防止等について十分説明すること。

ウ 練習生の人数は、道場の規模、設備、指導員数等を考慮の上、決定すること。

(4) 会費の徴収及び保険加入等

ア 会費の徴収は保護者会が行い、金銭出納帳等関係簿冊を備付けさせること。

イ 一般指導員及び練習生については、保護者会名義の団体として「スポーツ傷害保険」等に参加させること。

(5) 庶務

保護者会との連絡調整は生活安全担当課（係）長が行うとともに、毎月の訓練計画書、大会への引率計画書等を作成し、警察署長の決裁を受けること。

4 活動内容

(1) 訓練頻度等

ア 訓練は、原則として週2日以内とする。

イ 訓練のほか、礼儀作法の習得や美化活動などの社会参加活動、防犯活動等も併せて行うこと。

(2) 段級審査

練習生に訓練の目標を与えるため、全日本柔道連盟又は剣道連盟主催の段級審査受審を考慮すること。

(3) 大会の開催及び参加

ア 大会の開催は、警察署又は管内の体育館等の施設を利用するとともに、参加者は、県内に所在する少年柔道剣道会を招致すること。

イ 大会への参加は、県内で開催される大会とし、県外における大会については、県境の警察署が隣接する市町村で行われる大会のみ参加すること。

5 留意事項

(1) 各種事故防止

練習生の年齢、体力、経験等に応じた指導を実施するとともに、秩序ある行動を遵守させ事故防止に努めること。また、大会への参加にあつては、保護者会が使用する車両に練習生を乗せるとともに、交通事故防止に配慮すること。

(2) 挙署一体となった取組

少年柔道剣道活動は、警察全体で取り組むべき業務であることを認識し、部門にとらわれず挙署一体となって推進すること。

(3) 活動目的の認識

大会での入賞のみを重視することなく、美化活動や社会参加活動など、練習生の規範意識の高揚に資する取組も行うよう、活動目的の認識の徹底を図ること。

(4) 訓練計画等の把握及び管理

指導員の公務性を担保するため、警察署長は毎月の訓練計画書、大会への引率計画書等を把握管理すること。

(5) 週休日に活動する場合の措置

指導員が週休日に大会等で引率する場合は、長時間の勤務となることが予想されるため、必要に応じ、週休振替等の措置を講じること。

(6) 庁舎管理の徹底

少年柔道剣道活動においては、執務時間外に警察職員以外の者が庁舎に出入りすることとなるため、指導員のほか、当番員、保護者会等と連携して庁舎管理の徹底を図ること。